

議 事 録

会議名	寒川町防災会議		
日 時	平成 21 年 4 月 27 日 (月) 13 時 30 分～14 時 30 分	開催形態	公開
場 所	寒川町役場議会第 1、第 2 会議室		
出席者	<p>委員：山上会長、矢澤氏（代理）、望月委員、山田委員、小島委員、深澤委員、宮田氏（代理）、吉田氏（代理）、斎藤委員、藤澤委員、木内委員、小島委員、三澤委員、中島委員、栗原委員、福原氏（代理）、齊藤委員、林氏（代理）、田中委員、藤岡委員</p> <p>欠席者：島津委員</p> <p>事務局：米山防災安全課長、小菅副主幹、大平主任主事</p>		
議 題	<p>(1) 寒川町地域防災計画の改定について</p> <p>(2) その他</p>		
決定事項	寒川町地域防災計画の改定内容について委員全員より承認をしていただきました。		
議 事	<p>司会進行・・・米山防災安全課長</p> <p>1 開会・・・米山防災安全課長</p> <p>2 あいさつ・・・山上会長</p> <p>3 自己紹介・・・上記出席者すべて</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 寒川町地域防災計画の改定について</p> <p>小菅副主幹説明</p> <p>それでは、寒川町地域防災計画改定（案）の概要につきましてご説明いたします。現在の寒川町地域防災計画は、平成 9 年以来、内容等の修正がされていないことから、内容等に不具合が生じていますので、今回、寒川町地域防災計画の内容・名称変更等を含めて見直しを行ったもので</p>		

ございます。

また、阪神淡路大震災や近年各地で起きた地震災害の教訓を生かすため、地震災害対策を中心に全体的な構成も含めて、全編にわたり組み替え修正を行い、現在の地域防災計画は、7編から構成されているのを、今回は災害別に分け、その対応策を明記するなどして、4編に内容を整理いたしました。

お手元の寒川町地域防災計画（案）をご覧ください。

1ページから14ページまでが第1編 総則でございます。

総則では、地域防災計画の目的、構成及び性格について記述しております。計画の、第1編が総則、第2編が地震災害対策、第3編が風水害対策、第4編が特殊災害対策と資料編で構成しています。また、神奈川県地域防災計画との整合性、関連性を有する計画構成となっております。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。被害想定につきましては、神奈川県にもっとも影響を与える地震の名称を表にまとめ、地震の規模、予想震度、液状化、切迫性の項目を新たに加えました。また、ライフラインの被害想定の中にプロパンガス、通信・電話等の項目も加えました。

7ページから12ページでは、計画の推進主体とその役割について、町をはじめ防災関係機関の実施責任や処理すべき事務、業務内容を明記しました。また、地域防災意識の高揚を図るため、町民等の責務も新たに追加いたしました。

次に15ページから117ページまでが第2編地震災害対策でございます。

15ページの、第1章地震災害対策計画の推進では、計画の目的、性格、推進管理について掲載しております。

16ページから23ページまでは、第2章 都市の安全性の向上について、都市公園の整備や緑地の保全など防災空間の確保を積極的に推進すること、道路や橋りょう、鉄道施設などの安全対策としての整備。また、津波対策として、津波情報の伝達体制や避難対策の充実、ライフラインの安全対策については、生活に欠かすことができない施設であり、災害時にもライフライン機能を確保できるよう施設の安全性をより一層図ることや、危険物施設等の安全対策として、事業者に対し防災教育、防災訓練など安全対策を講じる指導などを明記しました。

また、避難対策として、避難計画の策定、避難場所の選定基準、指示、周知などを明記しました。

次に24ページから36ページまでは、第3章 災害時応急活動事前対策で、大規模地震が発生した場合、発生直後の応急活動対策を的確に実施することで、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための事前対策計画を定めております。

26ページ、27ページの避難対策については、新たに災害時における帰宅困難者のための情報提供やペット対策を明記しました。

28ページ・29ページでは、災害弱者に対する対策で、特に女性について、避難対策として、避難所において安心して生活ができるよう支援体制の整備を図るとともに生活用物資等の備蓄を進めることを明記いたしました。

33ページでは、ライフラインの応急復旧対策につきましては、地震災害が発生した場合には、被害が生じることを想定して、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう関係業者間の連携や応援協力体制の整備などの応急復旧対策を進めることを記載しております。

34. 35ページでは、災害時には「自らの身は自ら守る。皆の地域は皆で守る」ことが大切であるため、自主防災思想の普及、町民等への防災知識の普及対策について明記してあります。

37ページから80ページまでは第4章災害時応急活動計画についてであります。ここでは、大規模な地震災害が発生した場合、応急活動対策を的確に実施するため、まずは町民の生命、身体の安全を守ることを最優先に、救助、救急、医療及び消火活動を進め、さらに、避難所の設置等の避難対策、食糧、飲料水の確保など生活支援対策について明記しております。

また、被災後のライフラインの応急復旧活動、さらに社会的混乱や町民の心理的動揺を防止するため、正確な情報の提供や災害相談の実施など二次災害の防止に向けての対策を記載してあります。

40ページから45ページには、災害対策本部の設置基準や組織、状況に応じた配備体制、職員の招集、災害が発生した場合、公共機関及び防災関係機関と応急対策が円滑に実施できるよう応援要請など協力体制について具体的に掲載しました。

48ページから50ページかけましては、災害時には、住民の避難を要することが予想されるため、適切な避難対策を講ずる必要があり、避難所の開設や運営及び広域避難場所の運営など町民の生命身体の安全確保に万全を期する対策、また、災害時要援護者や帰宅困難者に対する対策について記載しております。

54ページから60ページにかけては、災害時における飲料水、食糧、生活用物資等の調達、供給につい

ての対策や、緊急輸送路を確保するため、道路上の障害物の除去や亀裂、陥没などの応急補修を実施するとともに、あらゆる交通手段を利用した緊急輸送体制の確保について明記してあります。

62ページから69ページにかけては、ライフラインの応急復旧活動について、ここでは、上・下水道施設、電気施設、ガス施設、電話施設、鉄道施設等の応急復旧について、個別により具体的な対策、施策を明記いたしました。

71ページから73ページにかけては、災害が発生した場合、町が実施する災害対策が円滑に行われるよう、その業務について、国や他市町村等の広域的な応援要請について明記しております。

76ページから78ページにかけては、被災地の応急対策として、障害物の除去や応急仮設住宅の建設などについて記載をしております。

次に、81ページから96ページにかけては、復旧・復興対策に関する内容で、阪神・淡路大震災や近年各地で発生している地震災害の教訓を踏まえて、あらかじめ復旧・復興対策の内容を体系的に整理し、震災後の復旧・復興対策が確実に推進できるよう新たに地域防災計画に位置付けいたしました。

84・85ページをご覧ください。地震災害発生時における被害状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めています。また、詳細に被害状況を把握し、応急住宅対策など、復旧対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速かつ的確に行うため、被災状況調査について記載いたしました。調査項目は、87ページの概要フローで示しております。

また、91ページから96ページにかけては、被災者の生活再建支援策を分かりやすく項目別に明記いたしました。

次に、97ページから117ページにかけては、東海地震に係る事前対策についてであります。大規模地震対策特別措置法第3条に基づき、町は東海地震に係わる地震防災対策強化地域に指定を受けています。地震防災対策強化地域において、東海地震観測情報、注意情報、予知情報の発表及び警戒宣言等が発令された時から地震災害発生までの間における事前応急対策について定めています。

また、東海地震の発生に伴う当町の被害発生を防止し又は、軽減するため、町及び防災関係機関等の取るべき事前措置の基本事項についても定めております。

次に、118ページから142ページにかけては、第3編風水害

対策であります。

近年の都市化に伴う開発により遊水機能が著しく減少し、また、局部的豪雨による河川等の増水や氾濫、水はけの悪い場所では、道路冠水や家屋の浸水が起きやすくなっており、その対策が急務となっておりますので、具体的な項目として位置づけしました。

118ページから122ページにかけては、災害に強いまちづくりを目指して、計画的な土地利用と市街化整備や治水対策、河川改修、下水道整備、水害予防施設の維持補修、ライフラインの安全対策などを新たに位置付けし、内容の修正なども行いました。

123ページから130ページまでの、災害時応急活動事前対策についてと、131ページから142ページまでの、災害時応急活動計画につきましても、地震災害対策のところと同じ内容となっておりますので、省略いたします。

143ページから147ページは、第4編特殊災害対策でございます。

特殊災害対策につきましては、危険物、高圧ガス、毒劇物の爆発、漏洩等による災害発生を未然に防止するための予防対策及び災害応急対策を具体的に明記しました。また、鉄道、航空機の大規模事故対策についても、災害予防対策及び災害応急対策を定めました。

以上をもちまして、寒川町地域防災計画の改定についての概要説明を終わらせていただきます。

## (2) その他

大平主任主事説明

今後の流れについてご説明いたします

寒川町防災会議において地域防災計画の改正について了承されますと、県に対し事前協議の依頼をいたします。

その後、県から県防災会議幹事へ意見照会をしていただき、内容が検討されます。

内容検討した結果、修正等の必要がある場合は県より町に意見の提示があります。

それを受け町は地域防災計画調整のための会議（防災会議）等を開催し再度調整をとり調整結果を県へ報告します

県から事前協議の回答をうけ、今度は町防災会議からの正式協議の依頼をし、了承されますと正式決定となります。

	<p>事前協議から正式協議終了までにかかる日数は約2ヶ月となっております。</p> <p>正式協議終了後すみやかに寒川町地域防災計画の印刷製本を行い委員の皆様や各公共施設に配布いたします。</p> <p>以上、簡単ではございますが今後の流れについての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>質疑（藤岡委員）</p> <p>私たちの自治会では、川の氾濫等に伴う要支援者、要援護者の名簿を作成しているが、個人情報に関係もあると思うが、全自治会で名簿の作成が出来たら良いと思う。</p> <p>回答 現在、福祉課の方で名簿作成の準備をしています。</p> <p>質疑（小島委員）</p> <p>組織の名称等を見直しして下さい。</p> <p>回答 再度、見直しいたします。</p>
<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ 寒川町防災会議委員名簿</li> <li>・ 寒川町防災会議条例</li> <li>・ パブリックコメントに対する意見及び町の考え方</li> <li>・ 寒川町地域防災計画（案）</li> <li>・ 寒川町地域防災計画新旧対照表（案）</li> </ul>